

池田町エコ住宅リフォーム事業のご案内

20万円以上の補助対象工事を実施した場合に
工事費用の**20%**(上限10万円)を補助します

池田町では、環境や脱炭素に配慮した住宅性能向上を図る省エネ住宅リフォーム工事を、町内施工業者によって実施する場合に、その経費の一部を補助します。

下記期間中に受付を行いますので、注意事項を確認のうえ申請してください。

●補助の要件

◇補助対象者	池田町に居住し住民登録をしている方で、町税等を滞納していない者
◇補助対象住宅	対象者が町内に所有し居住、または居住を予定しているもの (賃貸住宅、店舗兼用住宅の店舗部分、会社名義の住宅、常時居住していない住宅、建築年から3年を経過しない住宅のほか、物置、土蔵、車庫など居住外部分を除きます)
◇補助対象工事	①住宅性能向上工事(裏面の別表1)を含む住宅リフォーム工事であること ②町内に事業所を有する法人、及び町内に住所を有する個人業者が施工するもの
◇補助金額	・対象経費が20万円以上の工事に対して、20%以内(千円未満の端数は切捨て) ・限度額10万円

●補助申請受付期限

令和6年9月30日(月)まで

受付時間: 役場開庁日の午前9時～午後5時

受付場所: 池田町役場 振興課 商工観光係窓口

◎受付は先着順です。申請により交付額の合計が予算の上限に達した時点で終了とします。

●手続き方法…以下の書類を作成、添付のうえ、ご提出ください。

- (1) 補助金交付申請書(様式1)
- (2) 補助対象工事性能向上対象費用確認書(様式第1号添付様式)
- (3) 申請者の住民票(写し可)
- (4) 申請者の町税等納税証明書
- (5) 補助対象住宅の固定資産税課税明細書の写し
- (6) 住宅リフォーム工事に係る工事請負契約書等又は見積書の写し
- (7) 補助対象住宅の平面図及び立面図(工事計画が記載されたもの)
- (8) 住宅リフォーム工事に着手する前の当該工事箇所の写真
- (9) 店舗併用住宅においては、居住部と店舗及び併用倉庫を区分表示した全体平面図及び全部事項証明書
- (10) その他町長が特に必要と認める書類

※(1)及び(2)は、役場振興課窓口、または池田町ホームページから入手できます。



申請書ダウンロード用
QRコード

■住宅性能向上工事の内容(別表1)

部分及び部位	性能等基準
断熱材	既設の断熱性能を上回る断熱材の設置
開口部	既設の断熱性能を上回る建具への改修
屋根材、外壁材	省エネに有効な対策を講じた工事(断熱・遮熱塗料の施工、断熱・遮熱に効果のある材料による改修等)として町長が認めるもの
高効率給湯器	エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、エコウィル、エネファーム等の高効率給湯器や燃料電池システムの設置(詳細は役場振興課へお尋ねください)
薪ストーブ設置	薪・木質ペレットを燃料に使用するストーブ、ボイラー等の機器
その他諸設備等	省エネに有効な対策を講じた工事として町長が認めるもの

■池田町住宅リフォームの対象及び対象外工事(上記別表1を伴う工事であること)

1. 対象工事

2 対象外工事等

増築工事	既存の住宅部がない場所に新たに住宅部を建築し、又は、既存の住宅部分以外の部分を住宅部分に変更することにより、住宅部分の床面積を増加させる工事で当該工事の施工面積が、10㎡未満であること。
修繕工事	住宅の機能、性能、安全性、耐久性及び居住性を維持又は向上させるための工事で、次に掲げるもの。 ① 基礎、土台、柱、筋交い等の工事 ② 間取り変更等の模様替えを行う工事 ③ 台所、浴室又は便所等を改修する工事 ④ 断熱改修工事、気密改修工事又は遮音工事 ⑤ 建具、開口部等の工事
設備工事	住宅の機能、性能、安全性、耐久性及び居住性を維持又は向上させるための工事のうち、次に掲げるもので、配線、配管工事を伴うもの又は部屋の内装等の工事を伴うもの。 ① 住宅設備(IH クッキングヒーター、ガスコンロ、湯沸し器等)、衛生設備等の工事 ② 避難・防火設備、換気設備等の工事 ③ 暖房設備(床暖房、蓄熱暖房、FF式ファンヒーター等の敷設)の工事

新築工事	新築工事の全て
外構工事	住宅に附帯する門、壁、擁壁、車庫、通路等の新設、修繕する工事
設備工事	住宅設備、衛生設備、避難設備、防火設備、換気設備、暖房設備等の機器本体のみの取替え又は部品交換
その他	・電化製品等の購入は、床、壁又は天井いずれにも固定されない電化製品等の購入及び部品交換 ※エアコン等の取付式電化製品も工事を伴わないものは対象外 ・国、県及び町から別途補助を受けることができる工事は、補助対象から除外。 ・前年度に町のエコ住宅リフォーム促進事業制度を利用された方は対象となりません。

※注意事項

◎店舗兼用住宅のリフォームに際して、店舗部分の改修も希望する場合は「池田町商業振興対策事業補助金」の制度が利用できます。

お申込み・お問合せ先

池田町役場振興課 商工観光係 電話62-3127 内線164